

## 2025 年度 全県分の調査結果

「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針（令和 2 年 3 月 27 日付け環水大土発第 2003271 号）」（以下「指導指針」という。）に基づき、2025 年度に本県及び水質汚濁防止法政令市が調査を実施した 18 ゴルフ場（県 8 ゴルフ場、岡崎市 2 ゴルフ場、春日井市 2 ゴルフ場、豊田市 6 ゴルフ場）の農薬水質調査結果は、以下のとおりであり、指導指針に定める指針値の超過はありませんでした。

### 1 ゴルフ場農薬水質調査結果総括表（全県分）

区 分	分析した農薬 の種類	調査実施ゴルフ場数		延べ検体数	
			指針値超過		指針値超過 検体数
殺虫剤	14	6	0	28	0
殺菌剤	38	18	0	95	0
除草剤	16	7	0	26	0
植物成長 調整剤	1	2	0	2	0
全 体	69	18	0	151	0

注：延べ検体数は、採水した試料についての分析項目の合計を示す。

## 2 農薬別の水質調査結果（全県分）

（単位：mg/L）

区分	農薬名	測定結果	指針値	
			水濁指針値	水産指針値
殺虫剤	アセタミプリド	N. D.	1.8	0.025
	イソキサチオン	N. D.	0.05	0.0002
	エトフェンプロックス	N. D.	0.82	0.0067
	カルタップ	N. D.	0.42	0.16
	クロチアニジン	N. D. ~0.007	2.5	0.028
	クロラントラニリプロール	N. D.	6.9	0.029
	クロルピリホス	N. D.	0.02	0.00046
	クロルフルアズロン	N. D.	0.87	0.00029
	ダイアジノン	N. D.	0.02	0.00077
	フェニトロチオン又はME P	N. D.	0.13	0.014
	フルキサメタミド	N. D.	0.22	0.039
	フルベンジアミド	N. D.	0.45	0.058
	プロフラニリド	N. D.	0.45	0.00016
	ペルメトリン	N. D.	1	0.0017
殺菌剤	アシベンゾラルS-メチル	N. D.	2	2.2
	アゾキシストロビン	N. D. ~0.001	4.7	0.28
	アミスルブロム	N. D.	2	0.036
	アメトクトラジン	N. D.	71	0.064
	イソプロチオラン	N. D.	2.6	9.2
	イプロジオン	N. D.	0.5	1.8
	イミノクタジン酢酸塩及び イミノクタジンアルベシル酸塩* (イミノクタジンとして)	N. D.	0.061	0.027
	エトリジアゾール	N. D.	—	—
	オキシシン銅又は有機銅	N. D.	0.2	0.018
	キャプタン	N. D.	2	0.026
	クロロタロニル又はTPN	N. D.	0.47	0.08
	クロロネブ	N. D.	—	—
	シアゾファミド	N. D.	4.5	0.088
	ジラム	N. D.	—	0.0096
	チウラム	N. D.	0.2	0.1
	チオフアネートメチル	N. D.	3	1
	チフルザミド	N. D.	0.37	1.4
	テブコナゾール	N. D.	0.77	2.6
	トリフロキシストロビン	N. D.	1	0.015
	トルクロホスメチル	N. D.	1.7	0.93
	バリダマイシンA又はバリダマイシン	N. D.	9.5	100
	ピカルブトラゾクス	N. D.	0.61	0.34
	ピラクロストロビン	N. D.	0.9	0.006
	フェリムゾン	N. D.	0.5	6.2
	フルオキサストロビン	N. D.	0.39	0.47
	フルキサピロキサド	N. D.	0.55	0.29
	フルジオキシニル	N. D.	8.7	0.77
フルトラニル	N. D.	2.3	3.1	
プロパモカルブ塩酸塩	N. D.	3.1	100	

区 分	農薬名	測定結果	指針値	
			水濁指針値	水産指針値
殺菌剤	プロピコナゾール	N. D.	0.5	5.6
	ヘキサコナゾール	N. D.	0.12	2.9
	ペンシクロン	N. D.	1.4	1
	ボスカリド	N. D.	1.1	5
	ホセチルアルミニウム又はホセチル	N. D.	23	28
	ポリオキシシンド亜鉛塩	N. D.	190	4
	マンデストロビン	N. D.	5	1.2
	メタラキシル及びメタラキシルM	N. D.	0.58	95
	メブロンル	N. D.	1	4.2
除草剤	エトベンザニド	N. D.	1.1	0.78
	ジチオピル	N. D.	0.095	0.56
	シマジン又はCAT	N. D.	0.03	1.7
	ナプロパミド	N. D.	0.29	6.8
	ハロスルフロンメチル	N. D.	2.6	0.05
	ビスピリバックナトリウム塩	N. D.	—	12
	ピリブチカルブ	N. D.	0.23	0.1
	フェノキサスルホン	N. D.	4.5	0.0093
	フェンキノトリオン	N. D.	0.042	13
	ブタミホス	N. D.	0.2	0.62
	プロピザミド	N. D.	0.5	4.7
	ペンディメタリン	N. D.	3.1	0.14
	ベンフルラリン又はベスロジン	N. D.	0.1	0.029
	メタミホップ	N. D.	0.11	0.28
	メトラクロール及びS-メトラクロール	N. D.	2.5	0.23
MCPAイソプロピルアミン塩、 MCPAエチル及び MCPAナトリウム塩* (MCPAとして)	N. D.	0.05	61	
植物成長 調整剤	トリネキサパックエチル	N. D.	0.15	57

注1：水濁指針値は、農薬取締法第4条第1項第9号に基づく水質汚濁に係る農薬登録基準において定める基準値の10倍値又は指導指針別表に掲げる値

注2：水産指針値は、農薬取締法第4条第1項第8号に基づく水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準において定める基準値の10倍値

注3：測定結果の「N. D.」は、報告下限値未満であることを示す。報告下限値は、各調査機関により異なる。

注4：指針値の「—」は、指針値が設定されていないことを示す。

注5：\*印の農薬は、（ ）内の物質の濃度として評価している。